

2001年3月21日

頂いたご意見

倫理規定案、大変興味深く読ませて頂きました。私は、プルサーマルを考える柏崎刈羽市民ネットワーク (<http://www.kisnet.or.jp/~hanyu/mainpage.htm>) の事務局長をしています。プルサーマルに関する住民投票実現運動に関わる過程で、現在柏崎市議会議員 (<http://www.kisnet.or.jp/hayato/k.htm>) をさせて頂いています。

私は脱原発を望んでいますが、それまで安全・安心に暮らすため、是非とも原子力関係者実践して頂く必要のある、「心構えと言行の規範」を規定されようとしていると感じました。原発に関する情報公開の制約などで、本当に困っていますし、原子力関係者の非倫理的な言動などで、不信や不満と恐怖をつのらせているからです。

しかし、この内容に問題を感じないわけではありません、いわゆる反・脱原発・核廃絶・環境保護団体などの、市民・住民・国際団体との健全で建設的な関係に関して・・・。国も法律で保護を定めた内部告発に関する態度・立場の表明・扱い、・・・などに関しても明確に規範を規定すべきであると感じます。

具体的な文案は考えていただければと思いますが、当方でも用意出来れば改めて送信致します。

尚、私は柏崎での日本原子力学会では、幾つかの会場に足を運び質問もしています。

頂いたご意見に対する委員会の見解

本規定は、日本原子力学会員それぞれのモラル向上のための守るべき心構えと、行動の規範を定めたものであり、特定の個人・団体との関係について定めたものではありませんが、原子力の健全な発展のためには、国民的合意のもとに進めて行くことが大切であり、このため、原子力にたずさわる人々、とりわけ指導的立場にある日本原子力学会員に対し、原子力にかかわるあらゆる立場の人々のご意見、ご質問(この中には、内部告発によるものも含まれますが)に対して謙虚に耳を傾け、自らの姿勢を正す不断の努力を促すためにも本規定が有効ではないかと考えております。

頂いたご意見

学会員が倫理規定に反した言動をとった場合、学会からの除名など、違反の程度に応じた罰則を定め、規定の最後の方なりに盛り込むことが必要ではないでしょうか？

又、積極的に規定を守ったり、困難な状況で規定を守り通した場合など、何らかの評価がなされる規定も必要かと思えます。

特に、今回の倫理規定が、原子力関係者内だけでなく、対社会に向けてのメッセージでもあるなら、いわゆる原子力産業界のありように、社会が倫理面にまで踏み込んだ批判を、原子力関係者に対して向けた、その事への対応という側面があるなら(私はあるのではと感じていますが・・・) 倫理規定を定めたのは良いとして、違反した場合の規定も不可欠と思われる。それでこそ、ある種の本気さを感じさせますし、良い意味での緊張感も関係者に生まれる可能性があると思えます。

規定を定める必要がある、つまり倫理上の乱れが実際にあるのに、一旦規定を定めれば、守られるだろう、想像もしないような違反があるとは考えもしない、といったのんきさと言うか、自己満足というか、甘さを全体的に案から感じます。

これは、一旦安全審査基準を策定すれば、まるでそれが守られる事も保証されたかと、関係者が感じていそうな、外野からの感触と似たような印象です。

直接は関係ありませんが、2 - 8 . に、会員は、公衆の安心を求めることで自らが安心してしまってはならない。という文言がありますが、似た感じで、会員は倫理規定を定めたことで、倫理規定が守られたものと錯覚してはならない、といったものです。

不可能ではないですが、現状では、この案の内容でさへ、会員が守るのは困難な場合が多々あると感じます。規定を定めて、やっと規定が守られるような状況が出来たのであり、すぐには規定に反するような言動は無くなると覚悟すべきです。

だからこそ、守った場合は評価を、違反した場合は罰則を、追加して定める必要があると思います。

そうした規定を実行するには多くの作業が必要でしょうが、そこまで出来て、ある種の自浄作用が「原子力村」にも存在するのだと、外部からも認められる可能性が生ずるので

す。

尚、罰則を盛り込む場合、釈明や名誉回復の機会を与えることも必須ではありますが・・・。

以上、宜しくご検討頂ければ幸いです。

頂いたご意見に対する委員会の見解

倫理規定は会員の合意できる倫理的ルールを明文化したもので、これを遵守させる仕組みは別に考えなくてはならないものです。例えば学会に倫理委員会を常設し、倫理規定に違反している会員に警告を発したり、会員がその所属する組織との間で倫理上のトラブルを生じたとき調整する機能を持たせるというのも考えられます。しかしながら学会はまだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。ご猶予をいただきますようお願い申し上げます。

頂いたご意見

私の意見の追加ですが、< 諸課題解決への努力 > についてです。

1 - 3 . の文案にある「適正な経済成長」という部分ですが、環境経済学という新分野がありますが、成長と発展を区別し、これから日本などで必要なのは経済発展であるとの意見を聞きます。

人間で言えば、成長は大人までの間で、体重や身長が増えます。経済で言えば GNP などの右肩上がりです。しかしいつまでも体重や身長が増加しないように、経済も成長のない発展があり、それが望ましいとの考えです。

例として、原子力事故が生じ、被害救済に資金が投入されても経済的には成長しうる、という事です。しかし、「人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全」にはマイナスです。

ここで、案にもあります、持続的「発展」という文言にご注目を！「成長」ではないのです。この「持続的発展」という言葉自体、環境経済学的発想から生まれたもののようです。

ということで、案の「適正な経済成長」という部分を「経済の持続的発展」と変えて頂きたいご意見致します。

頂いたご意見に対する委員会の見解

「適正な経済成長」には量的のみならず、質的な意味も含めて「適正な」との形容詞を付しましたが、ご指摘のような誤解のないように、成長と発展を明確に区別して、「経済の持続的発展」とした方が良いと思われまますので修文いたします。

頂いたご意見

尚、これら寄せられた意見をどう公表し、どう反映する（もしくは反映しない）かを、募集に際して明記するべきであったと思います。これからでも良いです。

少なくとも私にはこの件に関して、直接ご返事頂ければ幸いです。

頂いたご意見に対する委員会の見解

いただいたご意見はいずれも貴重なものですので、倫理規定の制定の参考とさせていただきます。くとともに、個別に委員会の意見をまとめ回答させていただきます。また、会員が今後倫理問題を考えるにあたって参考になるとと思われる内容につきましては「代表的なご意見とそれに対する回答」としてまとめ、学会のホームページに掲載いたします。